

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年1月14日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年2月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成21年1月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）叶田地区	三豊市山本支所事業課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）百々井出東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西上地区	〃